

平成16年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成16年12月1日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 藤村 洋二  | 2 番 木村 定八  |
| 3 番 太田 秀司  | 4 番 津田 實   |
| 5 番 田中 良隆  | 6 番 梶山 幾世  |
| 7 番 三和 郁子  | 8 番 田中 弘一  |
| 9 番 藤下 茂昭  | 10 番 中島 一雄 |
| 11 番 田中 博  | 12 番 田中 孝嗣 |
| 13 番 中田 幸子 | 14 番 小島 進  |
| 15 番 原田 薫  | 16 番 竹内 孝治 |
| 17 番 辻 藤雄  | 18 番 森田 貞雄 |
| 19 番 森 申行  | 20 番 野洲 健造 |
| 21 番 田中榮太郎 | 22 番 林 克   |
| 23 番 田中 敏雄 | 24 番 荒川 泰宏 |
| 25 番 河野 司  | 26 番 鈴木 市朗 |
| 27 番 山本 勇作 | 28 番 川口 東洋 |
| 29 番 野並 享子 | 30 番 小菅 六雄 |
| 31 番 長谷川龍一 | 32 番 秦 眞治  |

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                  |        |                    |       |
|------------------|--------|--------------------|-------|
| 市 長              | 山崎甚右衛門 | 収 入 役              | 阪口 和夫 |
| 教 育 長            | 大堀 義治  | 政策推進部長             | 山中 重樹 |
| 総 務 部 長          | 山中 清嗣  | 市民健康福祉<br>部 長      | 竹澤 良子 |
| 都市建設部長           | 北口 守   | 環境経済部長             | 米澤 博  |
| 教 育 部 長          | 島村 平治  | 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 坂口 哲哉 |
| 政 策 推 進 部<br>次 長 | 東郷 達雄  | 総 務 部 次 長          | 前田 健司 |

|                   |        |                     |       |
|-------------------|--------|---------------------|-------|
| 総務部次長             | 上田 晴基  | 市民健康福祉部<br>次 長      | 高田 一巳 |
| 教育部次長             | 高田 利江子 | 都市建設部<br>総括マネージャー心得 | 堤 文男  |
| 環境経済部<br>総括マネージャー | 佐橋 市衛  | 広報秘書課長              | 富田 久和 |
| 総務課長              | 竹内 睦夫  | 企画財政課長              | 中島 宗七 |

出席した事務局職員の氏名

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 内堀 悟  | 事務局次長 | 井狩 重則 |
| 書記   | 赤坂 悦男 | 書記    | 荒川 貴之 |

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 野洲市の教育方針について
- 第 4 議第 26 号から議第 40 号まで一括上程  
(野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例他 14 件)  
提案理由説明
- 第 5 発議第 9 号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 6 議会運営委員の選任について

市長提出議案

- 議第 26 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 27 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 28 号 野洲市農村公園条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 平成 16 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)
- 議第 30 号 平成 16 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 31 号 平成 16 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 32 号 平成 16 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 33 号 平成 16 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議第 34 号 平成 16 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)

議第 3 5 号 平成 1 6 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 3 6 号 工事請負契約について

（市営住宅和田団地建設工事（建築主体工事））

議第 3 7 号 財産（土地）の取得について

議第 3 8 号 休日急病診療に関する事務の委託に関する協議につき議会の  
議決を求めることについて

議第 3 9 号 滋賀県町村土地開発公社定款の変更について

議第 4 0 号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることにつ  
て

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

議長（秦 眞治君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成 1 6 年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

本日の定例会に報道関係者からカメラ等の撮影の申し出がありましたので、撮影の許可を決しましたことをご報告申し上げさせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員全員であります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、本日新たに就任されました阪口和夫収入役から発言を求められておりますので、これを許します。

収入役。

収入役（阪口和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、野洲市の収入役の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私、このたび、囃らずも市長の推薦を受けまして野洲市の収入役に選任をいただき、先の第 2 回の臨時議会におきまして、議会の皆様のご同意をいただきましたことにつきまして、身に余る光栄に存じます。また一方では、責任の重大さに身が引き締まる思いがいた

します。もとより浅学非才の身ではありますが、議員皆様方のお力添えをもとに、与えられました業務を、情熱と謙虚さと誠実をモットーに誠心誠意全うする覚悟でございますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、野洲市がスタートしたところでありますが、昨今の行財政が厳しさを増します中ではありますが、今後は、野洲市財政の健全な運営に努めますと共に、市の資金運用、また管理につきまして万全を期し、地域住民の皆様のご期待に沿うべく、努力をいたす覚悟でございます。

重ねまして、議員皆様方の温かいご指導とご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。収入役の就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（秦 眞治君） 次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

（日程第1）

議長（秦 眞治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第5番、田中良隆君、第6番、梶山幾世君を指名いたします。

（日程第2）

議長（秦 眞治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの22日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付いたしております会期予定表のとおりでありますのでご了承願います。

次に、地方自治法第149条第1号の規定により、市長より本日開会の野洲市議会定例会に提案されました議案は、配付いたしております議案書のとおりであります。

（日程第3）

議長（秦 眞治君） 日程第3、野洲市の教育方針について、教育長より説明を求めま

す。

教育長。

教育長（大堀義治君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、平素から教育の充実発展のために深いご理解とご協力を賜っておりますことに心から敬意と感謝の意を表します。

去る11月17日の臨時議会におきまして、野洲市教育委員会委員として議員の皆様のご同意をいただき、ありがとうございました。翌日、私は、臨時教育委員会議におきまして、教育長に選任をされました。もとより浅学非才ではございますが、教育課題の解決に向けて全身全霊を傾け精進いたす所存でございます。議員皆様の一層のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

さて、教育方針につきましては、先の市長施政方針と合併前の両町の方針を踏まえまして、調整をしながら私なりの思いを付け加えまして、野洲市教育方針としてご説明を申し上げます。

少子高齢化によります社会の活力の低下、経済停滞の中での就職難、倫理観や社会的使命感の低下等々、困難な状況を改善するため、政治や経済等のあらゆる分野において改革が進められています。教育におきましては、低学力、いじめや不登校の問題、規範意識や自律心の低下、青少年の凶悪な犯罪の増加等々、子どもたちが夢を抱きにくい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、改善するため、家庭や地域と協働し、乳幼児期からの家庭教育はもちろん、地域社会全体の教育力を高めることが求められています。このような認識で「ほほえみ・ときめきのまち」の実現を目指し、心の教育を進めます。そして、次の3つの目標を立て、「人権と環境を基盤にしたすべての人が生きる意味を実感できる地域づくり」を目指したいと思えます。

第1は、「人権文化の創造と出会い・語らい・認め合う生涯学習のまちづくり」であります。これまで人権・同和教育を推進する中で、人権を尊重する地域づくりを目指す仲間が確実にふえてきました。そして、部落差別をはじめ、障害者差別や性差別など、あらゆる問題を解決しようとする人権教育へ広がりを見せてきました。しかし、ややもすると知識・理解にとどまり、知恵を出し合い、話し合って実践する人権文化をつくり出すことには弱さがあります。作物はよく耕された土壌で根つき大きく育ちます。このことに例えますと、「固有の人権問題」という作物が「ほほえみ・ときめき」に満ちた当たり前の地域社会と

いうよく耕された土壌に大きく育つということでもあります。互いに人を思いやり、人と協調し、「ほほえみ・ときめき」を分かち合える集団や地域社会をつくりながら、生涯学習を推進し、固有の人権問題についての学習を進めます。そして、人権問題への実践力を高めることが人権文化の創造であると認識し、人権・同和教育を進めます。

第2は、「新しい時代を切り拓く知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくり」であります。学校では、学校週5日制が導入されました。総合的な学習も定着しつつあります。しかし、子どもたちの土曜日、日曜日の過ごし方や、学力保障に係る課題は解決できたとはいがたい状況です。このことから、子どもを主役にした地域づくりや、少人数授業等を導入した学校教育の充実に努めます。

また、ボーダーレスと言われる現代では、特に国際社会に貢献できる資質や能力のある世界の中の日本人の育成が求められています。将来を託する子どもたちには、このことを踏まえ、小学校での英語活動を展開していきます。

また、国際理解教育の一環として、自国の歴史や文化を理解し、郷土に誇りを持ち、郷土を語る人間の育成に努めます。その他道徳教育、情報教育、図書館教育等々、教科指導の他にいろいろな教育が学校に入り込んできています。これらの教育は、いずれをとっても大切であり、教科指導と共に実施しなければなりません。このような状況を踏まえ、今まで大切にしてきた不易と、今後大切にしていける流行の観点で教育を見直し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めます。

第3は、「暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくり」であります。人生80年時代の長寿社会が到来し、自由時間が増大する中で生涯にわたって生き生きとした人生を送るためには、健康の保持や健やかな体づくりが大切です。そのためには、生涯にわたって積極的に運動に親しむなどして健全な心身の発達を促し、人に優しい、心豊かな社会を実現したいものです。このことから、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブの活動支援を図るなどして生涯スポーツの振興に努めます。

また、教養や趣味のための学習・芸術鑑賞や創作活動など、種々の文化活動は個性を伸張し、創造性を培い、自己を実現して精神生活を豊かにする自主活動であります。そして、これらの文化活動は、「ほほえみ・ときめきのまち」を実現させるためにはなくてはならない活動です。その活動の積極的な支援として、自己学習を生涯にわたって続けられる体制づくりに、また、創作活動の発表やすぐれた芸術鑑賞の機会の提供に力を注ぎ、文化のか

おる環境整備に努めてまいります。

以上、教育方針を3つにまとめて説明をさせていただきました。議員の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、教育長就任にあたっての方針説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(日程第4)

議長(秦 眞治君) 日程第4、議第26号から議第40号まで、野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例他14件を一括議題といたします。事務局長より議件を朗読いたさせます。

事務局長。

議会事務局長(内堀 悟君) 議第26号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第27号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第28号野洲市農村公園条例の一部を改正する条例、議第29号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第1号)、議第30号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第31号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、議第32号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第33号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第34号平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、議第35号平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第36号工事請負契約について(市営住宅和田団地建設工事(建築主体工事))、議第37号財産(土地)の取得について、議第38号休日急病診療に関する事務の委託に関する協議につき議会の議決を求めることについて、議第39号滋賀県町村土地開発公社定款の変更について、議第40号固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上でございます。

議長(秦 眞治君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成16年第3回の野洲市定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件といたしまして条例の一部改正が3議案、平成16年度補正予算が7議案、契約の締結が1議案、財産の取得が1議案、その他3議案の合計

15 議案につきましてご審議をお願いするものでございまして、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、議第26号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、10月1日の新市発足によって本庁舎に勤務する職員が増加したこと、また、コミュニティセンターやすの整備によって駐車場が確保できなくなったことにより、自動車通勤者の一部は本庁舎周辺の民間駐車場を利用することになりました。これら駐車料金を、通勤のため、駐車場施設借り上げ料として規則で定める額を通勤手当に加算支給するための条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例につきましては平成17年1月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議第27号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

草津市、守山市、栗東市及び野洲市で構成する湖南総合調整協議会におきまして、協議・調整をしてきた湖南圏域における文化スポーツ施設の広域利用を促進するため、本市の住民と他市の住民との間に料金格差のある施設については、料金格差を撤廃するため、条例の一部を改正するものでございます。本市の文化施設については市内外の料金格差はございませんが、体育施設については温水プールを除いて1.5倍から2倍の料金格差があることから、平成17年4月1日から料金格差の撤廃のための所要な改正を行うものであります。

別表第7は総合体育館使用料を、別表8は中主町B&G海洋センターの使用料を、別表第9は市民グラウンドの使用料を、別表第16は野洲川河川公園内の管理事務所会議室、野球場、多目的運動場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の使用料を圏域内の住民の利用に限り、市内の住民が利用する場合と同額にするための改正をするものでございます。

次に、議第28号野洲市農村公園条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

農村公園の名称の変更及び平成16年10月19日付をもって県営野洲川地区土地改良事業北流工区の換地処分登記が完了し、野洲市比江農村公園ほか4カ所の農村公園の地番が確定したことにより、当条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。



議第 29 号から議第 35 号までの平成 16 年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

別冊の平成 16 年度野洲市補正予算関係議案をご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページをお願いいたします。

議第 29 号平成 16 年度野洲市一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に 3 億 1,400 万円を追加し、予算の総額を 138 億 8,000 万円とするものであります。

次に、債務負担行為の追加及び変更につきましては、12 ページをご覧いただきたいと思うんですが、第 2 表「債務負担行為補正」をご覧下さい。

今回の債務負担行為の追加及び変更につきましては、旧野洲町におきまして、野洲地域内にあります県有地の野洲川副堤跡地を地域の福祉交流の場として取得するにあたり、滋賀県町村土地開発公社を利用することとなっておりましたが、土地開発公社が用地を取得するには、公社が用地取得のために金融機関から借り入れる資金に対する本市の債務保証と、公社が取得した土地を買い戻すための債務負担が必要となり、今般、土地所有者である滋賀県土地開発公社、本市の 3 者の間で取得金額並びに用地取得に係る協議が調いしたことから、これに伴う所要の債務負担行為の追加及び変更を行うものであります。

続きまして、第 3 表「地方債補正」でございますが、今年度の発行額が確定したことにより、住民税減税等補てん債で 9,260 万円を追加し、合計で 2 億 420 万円、臨時財政対策債で 170 万円を追加し、合計で 8 億 2,360 万円に変更するものであります。

次に、歳出の補正内容でございますが、今回の補正予算につきましては、本予算を提案するときにもお断りを申し上げておりましたように、旧 2 町での執行予定額も含め、統合予算から差し引いている関係上、旧町の予算が本予算に正しく反映されず、過不足が生じておりますことから、これに伴う所要額の調整をさせていただいております。

また、職員給与費の関係では、10 月 1 日付の人事異動に伴いまして、昇格による管理職手当または電算の切り替え等による事務の増加に伴う時間外勤務手当等の追加を行っております。

それでは、主な内容についてご説明を申し上げます。

まず、28 ページをお願いいたします。

議会費につきましては、議員報酬費 3,559 万 2,000 円、政務調査費 215 万 8,

000円の減額となっておりますが、いずれも旧野洲町において執行済みの予算を再計算されていたことにより減額するものであります。

また、議会運営費では、県市議会議長会に加入したことによる負担金17万3,000円を追加計上いたしております。

総務費関係では、36ページをお願いいたします。

財産管理費、庁舎等維持管理費につきましては、現在の庁舎別館をコミュニティセンターやすとして活用するための改修工事を進めておりますが、ご承知のように、現状の庁舎敷地内では新たな駐車場の確保が難しく、今回、本庁舎裏の駐車場を借地で拡張しようとするものでございまして、その使用料等を計上したものでございます。

38ページ、企画費、企画調査費では、施策方針で申し上げましたが、行政評価システムを構築するための経費として379万4,000円を計上するものであります。

次に、自治振興費、コミュニティ活動推進事業費では、コミュニティ助成で桜生自治会において、自治総合センターの助成決定によりまして、自治会館の備品等の整備費170万円を計上するもので、自治会館等建設事業補助金では、駅前北自治会館において県の補助を受け、バリアフリーに伴う改修を実施されることから、これに要する経費として他の自治会館との事業精査により、不足額として182万1,000円を追加計上するものであります。

次に、40ページをご覧いただきたいと思っております。

情報管理費、高度情報化推進事業では、情報基盤整備の第2次整備として、行政情報ネットワーク基盤整備に着手するため、設計委託315万円を各施設と庁舎間の回線整備として130万円を計上するものであります。

次に、48ページをご覧いただきたいと思っております。

市長選挙費におきましては、今回、無投票となりましたことから、2,137万6,000円を減額するものであります。

次に、民生費関係でございますが、54ページをご覧いただきたいと思っております。

社会福祉総務費、社会福祉協議会活動推進事業費で1,030万円を減額しておりますが、これは社会福祉協議会に派遣をしておりました職員1名の活動補助金を減額するものであります。障害者福祉費、身体障害者共同作業所入所事業費の262万8,000円の減額につきましては、通所者3名の減によるものでございます。

続きまして、56ページをご覧いただきたいと思っております。

老人福祉費、家族介護支援対策事業費の84万円の増額につきましては、合併協議会でも調整をされました介護激励金3万円について、基準日となります平成17年1月1日現在において当初見込みより28人程度増加が見込まれるために追加するものであります。

続きまして、60ページをご覧願いたいと思います。

児童福祉総務費、学童保育所運営費の100万7,000円の増額につきましては、三上の学童保育所に障害児加配1名を配置したことによるものでございます。

続きまして、64ページをご覧下さい。

民間保育所費、民間保育所保育費の2,803万6,000円の増額につきましては、あやめ保育所で当初見込みより園児数が増加したことにより、これに伴う保育委託料を追加するものであります。

次に、農林水産関係費でございますが、76ページをお願いします。

農業振興費、農業振興対策事業費の60万円の増につきましては、吉川地域で実施されております滋賀県の園芸新世紀ステップアップ産地育成事業に対し、事業費の3分の1を補助しようとするものでございます。

78ページをご覧下さい。

農地費、土地改進黨業費の374万5,000円の増につきましては、富波乙地先の農道において、生産基盤の整備を目的に舗装整備に要する経費256万円を、また負担金補助及び交付金で、土地改進黨業における事業費の市負担分を補助するものでございます。

続きまして、土木費関係でございますが、82ページをお願いいたします。

道路新設改良費、道路新設改良工事費の2,000万円の増につきましては、現在、整備が進む中畑・小篠原土地区画整理事業の進捗に合わせて中畑1号線の整備を行うほか、小比江学校比留田線の整備を行うものでございます。

次に、88ページをお願いいたします。

公園費、都市公園管理費につきまして356万5,000円の増額であります。市内の公園の遊具等につきまして、その安全面で緊急を要する5カ所の修繕に要する経費を計上したものであります。

次に、消防費関係で90ページをご覧下さい。

非常備消防費、消防団活動費の192万3,000円の追加につきましては、合併に伴い、消防団員のヘルメット及び消防団の分団旗を新調すると共に、災害情報を素早く伝達するための受令機を購入するための経費であります。

次に、災害対策費、災害対策事業費 1,237万7,000円の追加につきましては、先の台風23号による災害で兵庫県豊岡市に、また、新潟県中越地震に伴う長岡市にそれぞれ救援いたしました備蓄品等の補てんに係る経費を追加すると共に、移動系の防災行政無線を市内全域で通信可能にするための修繕に要する経費を追加するものであります。また、来年度整備予定をいたしております固定系デジタル防災行政無線の設計委託料及び野洲市地域防災計画の策定に要する経費を追加するものであります。

次に、教育費関係でございますが、96ページをご覧いただきたいと思っております。

小学校管理費、小学校施設改修整備費において、中主小学校のプールの修繕に要する経費270万円を計上いたしております。

また、中学校管理費、中学校施設改修整備費では、野洲中学校で雨漏りの修繕に要する経費として150万円を計上いたしております。

98ページの幼稚園管理費、幼稚園施設改修整備費につきましては、3年保育制に伴う祇王幼稚園の新築増築工事で1億2,900万円を、これに伴う監理委託で463万円を追加すると共に、北野幼稚園につきましては、既存建物及び増築に係る変更を行う必要がございますことから、これに要する設計委託料として609万円を追加するものでございます。

次に、106ページをご覧下さい。

文化財保護調査事業で660万1,000円の追加となっておりますが、それぞれ事業の確定に伴います補助金の追加でございます。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容でございますが、これに見合う歳入といたしましては、20ページをご覧下さい。

市税において、法人市民税で村田製作所が外国税額控除の適用を受けたことから、当初の見込みを大きく下回る結果となり、法人市民税全体で6億7,612万4,000円を減額するものでございます。

固定資産税で、新築軽減分の影響と打ち切り決算における歳入見込みとの差により、4,596万7,000円を減額するものであります。

市たばこ税では、決算見込みにより2,246万2,000円を減額するものであります。

次に、22ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で合併補助金1億円を追加すると共に、2

4ページをお願いしますが、繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金で2億5,400万円、公共施設等整備基金で祇王幼稚園増築工事に要する財源として1億2,900万円をそれぞれ取り崩し対応するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

諸収入、雑入、雑入の旧町決算剰余金におきまして、合併に伴う打ち切り決算による剰余金額が確定いたしましたことから、新たに4億3,099万3,000円を追加し、市債において減税補てん債、臨時財政対策債が確定いたしましたことから、合計で9,430万円を追加計上するものでございます。

以上が一般会計の補正の概要でございます。

続きまして、特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。121ページをお願いいたします。

議第30号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から5,892万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,185万1,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。136ページでございますが、保険給付費、療養諸費につきまして、旧町決算及び医療費の実績による今後見込みからの一般被保険者療養給付費で6,190万7,000円を減額、退職被保険者等療養給付費で1,991万2,000円、138ページでございますが、一般被保険者療養費で183万4,000円を追加するものであります。

次に、140ページをお願いいたします。

諸支出金、旧町借入金返済金におきまして、合併に伴い、年度途中の打ち切り決算となりますことから、赤字決算の見込みをしておりましたが、両町ともに黒字決算となり、借入金を見送りましたことから、旧町借入金返済金2,000万円全額を減額するものであります。

以上が歳出の内容であります。

これに見合う歳入といたしましては、132ページをご覧いただきたいと思いますが、国民健康保険税で1,828万4,000円、国庫支出金で3,441万3,000円、療養給付費交付金で2,321万円を減額するほか、繰入金におきましては、787万2,000円で黒字決算となりましたことから、旧町決算剰余金におきまして911万2,000円を追加するものであります。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。

続きまして、147ページをお願いいたします。

議第31号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療給付費の増額が主なものとして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,358万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,007万円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

160ページでございます。

医療諸費、医療給付費におきまして、これまでの負担の実績額が旧町で予算化しておりました医療費の予測を両町とも大きく上回った結果、今後見込みにおいて相当の不足が予想されることから、新たに3億4,420万円を追加して対応するものでございます。

諸支出金、一般会計繰出金では、旧町で繰り入れた超過分から医療給付費の追加計上に伴う市負担分を差し引いた残り2,087万6,000円を一般会計に返還すると共に、162ページでございますが、旧町の借入金返済金では旧野洲町の決算見込みで赤字決算となる見込みをしておりましたが、最終的に黒字決算となりましたので、借り入れを見送ったことから、その全額を減額するものでございます。

これに見合う歳入といたしましては、158ページをご覧ください。

医療給付費の追加に伴い、支払基金、国及び県の負担分についてそれぞれ所要額を追加すると共に、諸収入におきましても両町ともに黒字決算となったことから、決算剰余金で6,666万円を追加するものでございます。

以上が老人保健事業特別会計補正予算の内容でございます。

続きまして、165ページをお願いいたします。

議第32号平成16年度野洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ2,505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億689万1,000円とするものであります。

歳出の内容につきましては、介護給付費等について旧町での実績と今後の給付見込みを精査した上で、182から185ページですが、給付に係る所要額を計上したものであり

ます。

歳入につきましては、176ページをお願いしますが、保険料において、現年度分の介護保険料について新市における収入額を見込みましたところ、特別徴収保険料で208万9,000円を、普通徴収保険料で489万8,000円をそれぞれ減額すると共に、介護給付費に見合う各種負担金について精査したもので、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の負担分について、それぞれ所要額を追加しております。

178ページの繰入金では、介護給付費繰入金で、介護給付費の市町村負担分について財政安定化基金からの貸し付けを受けることといたしましたことから、2,401万8,000円を減額するものであります。

その他一般会計繰入金では、人事異動に伴う職員給与費の負担分1,092万9,000円を追加し、事務費分で179万8,000円を減額するものであります。

諸収入では、介護保険サービス事業の不正請求による還付金を返納金で163万9,000円、返還金に係る加算金を65万6,000円追加すると共に、黒字決算となりましたことから、旧町決算剰余金326万3,000円を追加するものであります。

市債におきましては、介護保険特別会計において保険料の不足が見込まれることから、滋賀県財政安定化基金から貸付金1,616万2,000円を借り入れるものであります。

以上が、介護保険特別会計補正予算の概要でございます。

続きまして、193ページをご覧ください。

議第33号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,905万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,989万円とするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、206ページをご覧ください。

総務費、一般管理費、下水道一般管理運営費におきまして、現行2制度となっている料金システムを平成18年度から新しいシステムに設定する必要があるため、下水道経営計画の策定に着手するものでございまして、955万円を計上いたしております。

また、公課費におきましては、打ち切り決算に伴う消費税相当額1,123万9,000円を増額するものであります。

次に、208ページをお願いいたします。

公共下水道事業費、管渠管理費、管渠維持管理事業費では、宅内において上水道の漏水事故が例年以上に発生し、今後もこうしたことが予測されるために、償還金利子及び割引料で116万円を追加するものでございます。

管渠築造費、公共下水道管渠築造事業費では、中畑・小篠原区画整理事業並びに街路事業の進捗に合わせ、補助事業内容における事業費を組み替えるものでございます。

公債費につきましては、所要額を精査したものであります。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

204ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきまして、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業との比率を明確にするため、それぞれ振り分けたものであります。

次に、繰入金、一般会計繰入金では、収支増額となったため、農業集落排水事業繰入金で56万4,000円、並びに公共下水道事業費繰入金で517万6,000円の合計574万円を計上するものであります。

次に、諸収入では、打ち切り決算において両町とも黒字となったことから、旧町決算剰余金1,331万5,000円を増額し対応するものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正予算の概要でございます。

続きまして、217ページをご覧ください。

議第34号平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ212万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,419万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、230ページをご覧いただきたいと思っております。

墓地公園整備事業費、墓地公園管理費、墓地公園管理事業費では、墓地公園内の公衆便所におきまして、便槽の亀裂による雨水の混入などでくみ取り量が予想外にふえたことにより、くみ取り手数料として44万7,000円を追加すると共に、旧町決算剰余金の発生に伴い161万3,000円を積み立てるものでございます。

これに見合う歳入といたしましては、228ページでございます。

旧町決算剰余金212万7,000円に対応するものでございます。

最後に、233ページをご覧ください。



議第35号平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、人件費に伴う所要額を調整したもので、収益的支出において水道事業費用で64万7,000円を増額し、資本的支出で23万3,000円を減額するものでございます。

以上が平成16年度野洲市一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議第36号でございますが、工事請負契約、市営住宅和田団地建設工事(主体工事)でございます。つきましては、去る11月16日に執行いたしました入札の結果、請負金額2億317万5,000円で、請負人を名栗建設株式会社と定め請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な工事内容につきましては、中層耐火構造壁式プレキャスト鉄筋コンクリートづくりの3階建てでエレベーター付き15戸でございます。そのほかに、自転車置き場、外溝工事、その他附帯工事を含めて建設するものであります。

また、今回、議会の議決を求める建築主体工事のほかに、同工事の電気設備工事については請負金額3,675万円で大橋電設株式会社と、同じく機械設備工事については請負金額3,528万円で株式会社山本管工とそれぞれ請負契約を締結したことについて、あわせてご報告を申し上げます。

次に、議第37号財産の取得についてでございますが、野洲市野洲地先にあります旧野洲川廃川敷地6,110.68平方メートルにつきましては、昭和59年より県の所有地として管理されてまいりましたが、このたび、市民の憩いの場として活用を図るために、仮称ではございますが、地域交流センター、福祉施設とも含んででございますが、整備事業用地として取得することから、議会の議決を求めるものでございます。

議第38号休日急病診療所に関する事務の委託に関する協議につきましては、本年10月に旧中主町、野洲町が合併し野洲市が発足したため、地方自治法第252条の14第1項の規定により別紙の規約を定め、平成17年1月1日から野洲市の休日急病診療所に関する事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、協議が必要でありますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第39号滋賀県町村土地開発公社定款の変更について、ご説明を申し上げます。

滋賀県町村土地開発公社の定款変更につきましては、滋賀県内の市町村の廃置分合及び

栗東市の脱退により、当社の設立団体の構成を変更すると共に、当社の名称を滋賀県市町村土地開発公社に変更するものであります。

また、このほか定款変更の主な内容といたしましては、設立団体に市が加わることから、定款第 8 条に規定する業務の範囲に、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号二に規定する業務、いわゆる都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地及び観光施設事業の用に供する土地の取得、造成等の業務を追加するものでございまして、これらを定款変更に係る主な理由といたしまして、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第 40 号固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明を申し上げます。

地方税法第 404 条第 1 項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すると規定をいたしております。この趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うためには、高度の専門知識を有した者を選任し、市長の行う価格決定の補助をさせることが必要なためでありまして、そこで、固定資産税の価格決定主管課であります本市税務課長の船橋登志夫を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議第 26 号から議第 40 号までご説明を申し上げました。議員各位には、十分にご審議をいただき、ご賛成を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

( 日程第 5 )

議長( 秦 眞治君 ) 日程第 5、発議第 9 号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者であります 12 番、田中孝嗣君より提案理由の説明を求めます。

田中孝嗣君。

12 番( 田中孝嗣君 ) それでは、発議第 9 号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、野洲市議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定に基づく議会運営委員会の定数を 1 人増員し、7 名と定めるものであります。在任特例期間中の 32 人という議員数の中で円滑な議会運営を期すと共に、定例会・臨時会とも限られた会期日程の中で能率的な議案等の審議を行うため、議会運営委員会の調整機能の強化を図ろうとするもので

あります。なお、付則といたしまして、この条例は平成16年12月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑はないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第9号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第9号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時29分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第6）

議長（秦 眞治君） 日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、3番、太田秀司君を追加指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員に3番、太田秀司君を追加指名することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月2日から12月6日までの5日間を休会といたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、明12月2日から12月6日  
までの5日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月7日は、午前9時より会議を再開し、議案審  
議並びに一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでございました。(午前10時31分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成16年12月1日

野洲市議会議長                    秦        眞   治

署 名 議 員                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    梶 山 幾 世